

ただいま新築・リフォーム着工中

外壁工事 / 大原野北春日町



屋根葺き替え工事



屋根の葺き替え工事は、雨風を防ぐだけではありません。建物の耐震性を高め、さらに遮熱・断熱性能も向上させることで、一年を通して快適に過ごせる住まいへとつながります。



暮らし見学会 風が心をほどく家

住まい手の物語をどうぞご体感ください

7月27日(日)

西京区大原野灰方町
1部/10:00~12:00
2部/14:00~16:00

田んぼをなでた風が我が家を通り抜ける
気持ちがふわっと優しくなる時間

AMAZZY様厨房改修工事 / 上京区元百万遍町

絶品の洋菓子を生み出すパティシエの厨房と店頭販売所の改修工事が始まりました。
解体からスタートし、給排水配管、電気配線、ガス配管を仕込み、大工工事へとスピード感のあるスケジュールで進めてまいります。



寺院トイレ改修工事



寺院トイレ改修工事



新築倉庫工事



農地・家が建てられない土地の個別相談会

7月27日(日) 8月24日(日)
10:00~16:00

田んぼ・畑・竹林など、宅地への制限がある土地をお持ちの地主様に向けて個別相談を行います
・売りたくても売れない
・草取りなどの管理に困っている
・継いでくれる人がいない
など、これまでの弊社の実例などを紹介しながら相談に応じます
会場:大原野事務所

ツアーや見学会・勉強会はすべて予約制です
電話: 075-335-2254
または、
webサイトお問合せフォーム
より、お申込みください



隔月コラム なぜ? どうして? 小野建築設計「のんびりぐらしの家」

断熱と省エネについて

第3回 「断熱性能と法改正」について

—全3回シリーズ—

これまで、断熱性能を左右する「断熱材」と「窓・ドア」などの外部建具の種類や組み合わせの重要性、そして断熱が健康に与える影響についてお話ししてきました。

断熱は、省エネだけでなく、結露・カビ・ヒートショックといった健康リスクの軽減にもつながります。

● ● ● ●

2025年4月、建築基準法が改正され、新築住宅や大規模リフォームでは省エネ基準への適合が義務化されました。これにより、高断熱の窓や断熱材の使用が必須条件となっています。今後も基準は段階的に強化されていく見込みです。

実際に、近頃は窓交換や内窓設置、断熱材の刷新など、断熱改修工事のご依頼が増えています。工事後には「以前より暖かく、朝晩も快適になった」といったお声も多くいただいている。

法改正は温暖化対策の一環ですが、これから家を建てる方やリフォームを検討されている方にとっては、家計の省エネ性向上と、ご家族の健康を守るために重要な選択肢もあります。

この機会に、住まいの断熱性能を見直してみてはいかがでしょうか。

【設計】上田



今回は、「空き家等の譲渡所得の3000万円特別控除」を受けるための要件をまとめてみます。

- 相続または遺贈により家屋及び敷地等を取得したこと
- 家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたこと
- 家屋が区分所有建物として登記されていないこと
- 相続開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと
- 相続後、譲渡するまで未利用であったこと
- 次のいずれかの譲渡をしたこと
 - ・耐震基準に適合する家屋を譲渡したこと
 - ・家屋を取り壊して「敷地等」を譲渡したこと
- 相続開始から3年を経過する日の属する年の12月31日まで、かつ、特例の適用期間である令和9年12月31日までに譲渡したこと
- 譲渡価格が1億円以下であること

第14回 相続よろず話



藤田 和彦

二級建築士 / 宅地建物取引士
これまで200軒の家土地を
お繋ぎしてきたエキスパート
お土地のことはご相談ください

などなどです。

なかなかハードルは高いです。控除を受けたいと思われる方は、「空き家相談会」に相談に来てください!では!

開催情報 | のんびり体験会 家づくり勉強会

農地・家が建てられない土地の個別相談会

7月27日(日) 8月24日(日)
10:00~16:00

田んぼ・畑・竹林など、宅地への制限がある土地をお持ちの地主様に向けて個別相談を行います
・売りたくても売れない
・草取りなどの管理に困っている
・継いでくれる人がいない
など、これまでの弊社の実例などを紹介しながら相談に応じます
会場:大原野事務所

ツアーや見学会・勉強会はすべて予約制です
電話: 075-335-2254
または、
webサイトお問合せフォーム
より、お申込みください



家づくり勉強会

7月13日(日)
8月9日(土)・10日(日)
会場:大原野事務所
1部/10:00~11:30
「土地・資金計画と準備」
2部/13:00~14:30
「小野建築設計の家づくり」



タニシ・草取り

7月6日(日)
8:30~10:30
集合:おのファーム
持ち物:お茶・帽子・軍手
稻を食べるタニシや
雑草を防除します。



空き家相談会
7月19日(土)
10:00~12:00
会場:大原野事務所
「空き家等の譲渡所得の3000万円特別控除」
を受けるための要件や
空き家の管理について
ご相談ください